

広島県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している次の施設の指定を取り消した。

平成二十一年十月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の種類	施設の名 称	所 在 地	取消年月日
病 院	岩崎病院	広島市東区東山町一番九号	平成二年一〇月八日
病 院	呉市国民健康保険音戸診療所	呉市音戸町高須三丁目七番一五号	平成二年一〇月八日
老人ホーム	有料老人ホームグラ ンコートふれあい光 が丘	広島市東区光が丘二番四〇号	平成二年一〇月八日